

鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会（以下「人推協連合会」という。）の人権啓発の推進を図るための調査研究、啓発活動等により、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決をめざし、人権を尊重した差別のない明るいまちづくりを推進することを目的として交付する。

(補助金交付額等)

第3条 本補助金の額は、人推協連合会の活動に要する経費（会費等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年5月31日までに行わなければならない。

(承認を要しない変更)

第5条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(実績報告の時期)

第6条 本補助金の実績報告は、補助事業の完了の日から15日以内に行わなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、鳥取市総務部人権政策局が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年6月1日一部改正。

この要綱は、平成30年5月1日一部改正。

この要綱は、令和3年6月10日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。